

# 国連グローバルコンパクトの10原則

## グローバル・コンパクト(GC)の10原則

GCの人権、労働、環境および腐敗防止に関する原則は以下の3つの  
世界的に確立された合意に基づくものです。

- 世界人権宣言
- 国際労働機関(ILO)の就業の基本原則と権利に関する宣言
- 環境と開発に関するリオ宣言

10原則は以下の通りです。

### 人 権

1. 企業はその影響の及ぶ範囲内で国際的に宣言されている人権の擁護を支持し、尊重する。
2. 人権侵害に加担しない。

### 労 働

3. 組合結成の自由と団体交渉の権利を実効あるものにする。
4. あらゆる形態の強制労働を排除する。
5. 児童労働を実効的に廃止する。
6. 雇用と職業に関する差別を撤廃する。

### 環 境

7. 環境問題の予防的なアプローチを支持する。
8. 環境に関して一層の責任を担うためのイニシアチブをとる。
9. 環境にやさしい技術の開発と普及を促進する。

### 腐敗防止

10. 強要と賄賂を含むあらゆる形態の腐敗を防止するために取り組む。

「国連グローバル・コンパクト」パンフレットより抜粋

# ILOにおける基本条約

## ○第29号 強制労働条約

あらゆる形態の強制労働の廃止を求める。

## ○第87号 結社の自由及び団結権保護条約

すべての労働者及び使用者に対し、事前の許可を受けることなしに、自ら選択する団体を設立し、加入する権利を定めるとともに団体が公の機関の干渉を受けずに自由に機能するための一連の保障を規定。

## ○第98号 団結権及び団体交渉権条約

反組合的な差別待遇からの保護、労使団体の相互干渉行為からの保護、団体交渉奨励措置を規定。

## ○第100号 同一報酬条約

同一価値の労働についての男女労働者に対する同一の給与及び給付を求める。

## ○第105号 強制労働廃止条約

政治的な圧政もしくは教育の手段、政治的もしくは思想的見解の発表に対する制裁、労働力の動員、労働規律、ストライキ参加に対する制裁または差別的待遇の手段として何らかの形態の強制労働を用いることを禁止。

## ○第111号 差別待遇(雇用及び職業)条約

人種、肌の色、性、宗教、政治的見解、国民的出身または社会的出身に基づく、雇用、訓練、労働条件における差別待遇を除去し、機会及び待遇の均等を促進する国内政策を求める。

## ○第138号 最低年齢条約

児童労働の廃止をめざし、就業の最低年齢を義務教育終了年齢以上とするよう規定。

## ○第182号 最悪の形態の児童労働条約

奴隸労働および類似の慣行、武力紛争で使用するための強制的な徴集、並びに売春やポルノ、あらゆる不正な活動、児童の健康・安全・道徳を害するおそれのある労働における使用を含む、最悪の形態の児童労働の禁止と廃止を確保する即時の効果的な措置を求める。

# 労働に関するCSRの提言(国内)

## 日本経団連「企業行動憲章」

- ・1991年発表。
- ・企業不祥事の多発を受けて、社会的常識からかけ離れた企業行動の見直しや自己規律の強化を会員に求めるべく策定。
- ・1996年、2002年、2004年とその時の社会情勢に合わせて改定。
- ・2004年の改定の際に、CSRにおいて重要なステークホルダーとして位置づけられる従業員の多様性の尊重を条文に追加。性別、人種、障害等の相違を超えて従業員が活躍できる職場づくりの姿勢を明確にした。

## 経済同友会 「企業評価基準」

- ・第15回「企業白書」(2003年)において、企業の社会的責任に関する「企業評価基準」を提唱。
- ・「評価の視線」として、「顧客」や「地域社会」等と並び「従業員」があげられる。
- ・「従業員」が関与する評価軸は、「優れた人材の登用と活用」「従業員の能力の向上」「ファミリーフレンドリーな職場環境の実現」「働きやすい職場環境の実現」。